令和7年2月定例会(付託) 経済委員会資料 観光スポーツ文化部

新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについて

1 対応の方向性について

- 〇藍場浜公園西エリアでの「新たな県市基本協定」 これまでの考えや理念を引き継ぐ形で、「新たな協定」を締結する。
- 〇旧文化センター跡地等における「従来の県市基本協定」 これまで県市が担ってきた役割や、引き継ぐべき項目などを整理した上で、 「終了」させる。
- 〇財産譲与契約と土地の扱い 徳島市が解除権を行使する場合には、財産譲与契約の規定に従い土地を返還する。

2 藍場浜公園西エリアにおける「新たな県市基本協定」について

〇新たな協定(案)の概要(詳細は「資料1-2」のとおり)

【基本的事項】

- ・県は、新ホールの設計・整備等を一括して担う。
- ・市は、県と連携し、新ホールの早期整備を推進する。
- ・県及び市は、それぞれの役割に係る費用を負担する。

【従来の協定から引き継ぐ事項】

- ・県市協調で整備すること。
- ・県立施設として県が主管すること。
- ・旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約すること。

3 旧文化センター跡地等における「従来の県市基本協定」について

〇従来の協定の終了に向けた整理(案)(詳細は「資料1-3」のとおり)

【県市のこれまでの役割】

- ・土地の扱いに関しては、財産譲与契約の規定に従う。
- ・協定に基づき県市が履行した事業(継続中を含む)を確認する。
- ・周辺インフラ整備など、未完了となっている事業の取扱いは、別途協議する。
- 協定は、県市間の債権債務関係を規定していないことを確認する。

【新たな協定へ引き継ぐ事項】

- ・県市協調で整備すること。
- ・県立施設として県が主管すること。
- ・旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約すること。

4 財産譲与契約と土地の扱いについて

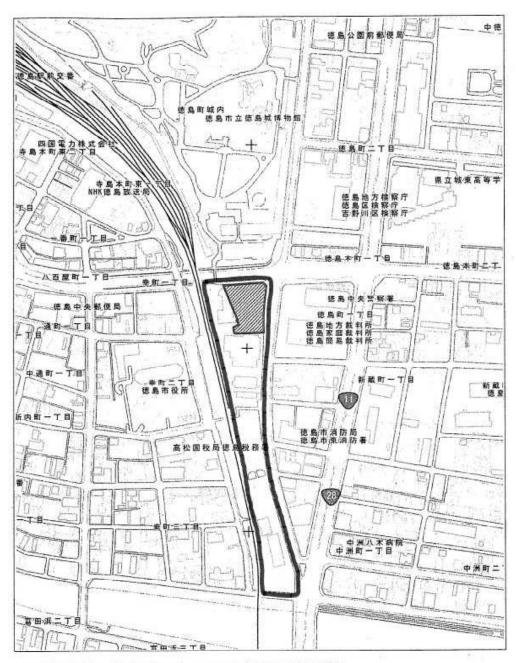
〇方向性

市が財産譲与契約の規定による「解除権」を行使する場合には、同契約の規定に従い、土地を返還する。

〇土地情報

所在地:徳島市徳島町城内1番20、39、40、41(計4筆)

地 積:約3,209㎡



出典:国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp/)をもとに徳島県が作成